

# 串本沿岸海域

くしもとえんがんかいいき

和歌山県串本町



①テーブルサンゴが広がる海

[登録番号] 1548

[登録年月日] 2005年11月8日

[面積] 574ha (錆浦地区355ha、潮岬西岸地区205ha、通夜島地区14ha)

[湿地のタイプ] C:サンゴ礁

[保護の制度] 国立公園海域公園地区、普通地域  
[国際登録基準] 1

## 湿地の概要

串本沿岸海域は、本州の最南端にある紀伊半島先端の潮岬<sup>しおのみさ</sup>付近の海域である。潮岬周辺の海岸は、自然度の高いリアス地形であり、透明度の高い浅海域が広がっている。この海域は、フィリピン沖から太平洋を北上する暖流である「黒潮」の影響を強く受けるため、年間の平均海水表面水温が21.1℃と温暖な環境にあり、塩分濃度も年間平均35.0%と高い。そのため、北緯33度30分に位置する温帯域であるにもかかわらず、串本沿岸海域は造礁サンゴ群集を中心とした亜熱帯性の生物群集が豊富に見られる特異な地域と

なっている。こうした貴重な環境が評価され、2005年に錆浦<sup>さびうら</sup>海岸355ha、潮岬西岸<sup>つやしま</sup>地区205ha、通夜島北岸13.7haの3つの地区がラムサール条約に登録された。海域内で最も特徴的な生物は、串本沿岸海域に120種以上が生息するサンゴ類である。サンゴ礁が作りだす美しい海中景観を求め、多くのダイバーが串本沿岸海域でスクーバダイビングを楽しんでいる。



■串本海中公園海域公園地区

## 湿地にかかわる生物

串本沿岸海域におけるサンゴの最優占種は、美しいテーブルサンゴの海中景観を生みだしているクシハダミドリイシである。クシハダミドリイシ群集はこの海域のほぼ全域に分布し、特に錆浦地区の浅海域において、高い密度の大規模な純群集を見ることができる。これに次ぐ優占種はククメイシ類のサンゴであり、そのほかにもオオナガレハナサンゴなど、多くの種が世界の分布の北限種となっている。このように、串本沿岸海域は温帯気候の日本の中緯度に位置しながらも、サンゴを始めとする亜熱帯性の生物群集

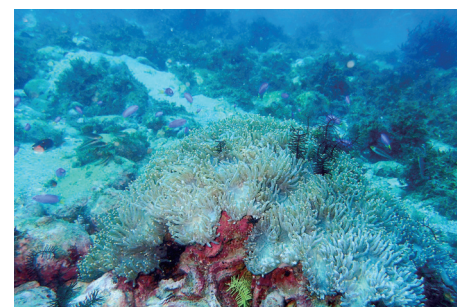
が形成される、希少な価値をもつ重要な海域である。

### 【オオナガレハナサンゴ】

串本沿岸海域以外での出現はきわめて稀であり、国内では希少種。本来はインド・西太平洋のサンゴ礁に分布する種である。通夜島地区で高密度にまとまって見られ、この地区が国内最大の群生地となっている。



②美しい海中景観



③オオナガレハナサンゴ

## 保全・管理の取組

イシサンゴ類を専門に食べる小型の巻貝は、日中はサンゴの隙間に潜み、夜になると集団でサンゴを捕食する。時には多くの巻貝が大集団を作り、サンゴに大きな被害を与えることもある。串本沿岸海域では、サンゴ食の巻貝のひとつであるヒメシロレイシガイダマシが多く、一時は串本の沿岸でクシハダミドリイシ群集の約3割が死滅していることが確認された。現在では、環境省のマリンワーカー事業等により、串本町内のダイビングシ

ョップ等がサンゴ食巻貝やオニヒトデの駆除活動を行っており、こうした被害は少なくなっている。



④ダイビング体験



⑤サンゴの海でスノーケリング

## ワイズユースの取組

和歌山県串本町内には多くのダイビングショップが所在し、黒潮の恵みを受けた豊かな海を目的として、全国から大勢のダイビング客が訪れている。串本町としても、サンゴの海を傷つけることなく持続可能な形で利用していく手段として、ダイビングを始め、スノーケルやシーカヤック等の体験型観光を推進している。町のホームページや都市部で開かれるイベントでの情報発信等、町独自の取組に

加え、和歌山県と連携した県内外の小中学校・高校の修学旅行を積極的に誘致して、串本沿岸海域のワイズユースを推進している。また、串本沿岸海域一帯は吉野熊野国立公園の海域公園地区に指定されており、沖合約140mにある海中展望塔からは、海域に生息・生育する多様な生物を目の前で観賞できる。また、海中遊覧船では、船底から海中を楽しむこともできる。



⑥串本町ラムサールの海のマスコットキャラクターアロとポーラ

## 関連自治体

串本町役場 ☎0735-62-0555

## 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 [https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland\\_Type.html](https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html)

## 国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注)魚介類:魚、エビ、カニ、貝類

## 串本沿岸海域(くしもとえんがんかいいき)

発行:環境省自然環境局野生生物課 編集協力:日本国際湿地保全連合 デザイン:安部彩野デザイン事務所

写真提供:串本町(①②④⑤⑥)、谷口勝政(③)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03